

会議の結果要旨

1 開催した会議の名称

平成29年度第1回精華町情報公開・個人情報保護審査会

2 開催日時

平成29年7月8日 午後1時25分から午後2時40分まで

3 開催場所

精華町役場5階 行政委員会室

4 出席者

(委員) 大田直史会長、大島佳代子委員、子谷朝子委員、重本達哉委員、安枝伸雄委員
(諮問実施機関：教育委員会) 岩崎教育部長、北澤総括指導主事、竹島課長
(事務局) 浦本事務局長、佐藤主幹、前川主事

5 議題

平成29年諮問第1号について

6 公開・非公開の別

公開

傍聴者なし

7 審議の要旨

平成29年諮問第1号について

1 開 会

2 議 事

(事務局長) ー 審議事項の概要 ー

本町におきましては、児童生徒の健全育成をはかるために、平成21年7月2日に、教育委員会と京都府警察本部との間で、「精華町教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書」を締結いたしました。これに基づき、学校と警察とが相互に児童生徒の問題行動に係る情報を提供し、緊密に連携してこれを指導に活用し、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることとして参りました。しかしながら、依然として厳しい少年非行の現状を踏まえ、学校と

警察との連携を強化することが必要となっております。具体的には、児童生徒の非行防止等に資するため必要があると認める場合には、京都府の警察が本町の学校や教育委員会に対し、本人の同意なく対象児童生徒の氏名その他の情報を提供し、当該情報を本町教育委員会が収集することを必要としております。このことが、条例第8条第2項に定める本人以外のものからの収集及び第3項に定めるセンシティブ情報の収集にあたることから、審査会に諮問されましたので、その可否についてご審議いただきます。

(諮問実施機関) — 説明 —

- ①協定の改訂内容
- ②改訂の必要性
- ③収集した情報の管理方法

※委員による質疑等

- 安枝委員→警察署長から学校長へという連絡体制と情報の管理体制を実施機関が厳格にするということであれば、可決できるのではないかと考える。
- 岩崎部長→連絡は所轄の警察の生活安全課から、学校長及び教頭もしくは生徒指導教員1名のみへされ、それ以外の者へ共有されることはなく、当該情報を必ずしも学校側が教育委員会へ報告することを予定していない。また、情報を警察から提供されたとしても、児童生徒の内申に影響を及ぼすことは一切ない。あくまで、一人の人間として、児童生徒の健全育成を図ることを目的とし、学校や家庭で指導していくために資するものとして扱う。
- 安枝委員→過去に警察から学校へ連絡することを拒否されたといった事例は、学校での処分を恐れたためだと思うが、警察から学校へ提供された情報によって実際に退学等の、処分をされたことはあるのか。
- 北澤総括指導主事→そういったことは一切ない。もちろん内申書や入試にも関係しない。
- 安枝委員→提供された情報は処分ではなく、あくまで指導に使うという理解か。
- 竹島課長→はい。中学校長の会議でもそのような理解ということで確認済みである。学校の先生としても、子供たちに立派な大人になってほしいという思いが一番であり、処分のために当該情報を使うということはない。
- 安枝委員→私も、少年が組織的な財産犯事案に巻き込まれるケースなどをふまえると、警察と学校との間で情報の共有は必要だと感じている。許容性の観点から、協定案やガイドライン等精査は必要だが、おおむね賛成である。

- 子谷委員→一般的な感覚だが、万引きなどの情報が学校へ共有されているのは当たり前だと思っていた。今まで、警察から学校へ情報提供されていなかったことが4割もあったことに驚いた。そういった情報は学校へ連絡してもらったほうが先生方にとってもよいと思う。
- 岩崎部長→やはり4割の方は内申への影響を心配されていたと思うが、現場の先生方からは、ほったらかしにするより、正式に情報提供された方がしっかりとした指導ができるのでありがたいという声があった。
- 重本委員→ガイドラインには警察から提供された情報を連絡票として作成した場合は、「連絡対象者が在籍する学校を卒業、転校等により、在籍しなくなったとき、又は保存が必要なくなったと認めるときに廃棄する」とあるが、保存が必要なくなったと認めるときとは具体的にはどういうときをいうのか。児童生徒の健全な育成のための指導を目的とするのなら、在籍中は保存が必要ではないかと考える。それより短い期間で廃棄することはあるのか。
- 北澤総括指導主事→基本的には連絡票を廃棄する時期としては、ガイドライン前段の「在籍しなくなったとき」と考えている。
- 岩崎部長→私どもも、生徒の在籍中は保存する必要があると考えている。もしも、生徒が再度同じような問題行動を起こしたときに指導の参考となると思うので、おっしゃる通りと考える。
- 大島委員→指導の一貫性を考えたら、転校したからといって連絡票を廃棄してよいのか。例えば、大麻で問題になった生徒が転校した場合は、連絡票を転校先に提供したりしないのか。
- 岩崎部長→重大な事案であれば、警察から対応されることもあるかもしれない。
- 大島委員→諮問事案について、警察から情報の提供をうけることについては賛成だが、協定書には具体的な管理体制について記載がないので、別途詳細な規定が必要である。
- 岩崎部長→過去に、そのような情報提供の前例がないので、京都府だけではなく奈良県や大阪府の教育委員会へも、実際にどのような管理をしているか情報を集めたいと思っている。情報の使い方に関して、子供に不利益がないようにということは主眼におく。
- 大田会長→今のところ、おおむね賛成の流れとなっているが、協定書の第4条の1第1号カ「その他の事案の内容から、学校への連絡が特に必要と認められる事案」は補導、逮捕という事実とは関係なく警察の判断のみで情報提供されてしまうことが気にかかる。また、第4条の1第1号オ「犯罪等の被害者で、学校との連携及び継続的な支援が必要と認められる事案」は本人及び保護者の同意を必要としている点でバランスを欠くように感じる。
- 岩崎部長→まずオの事案について、被害者支援の行政側の窓口をしていた経験から、

被害者の方は、被害にあったことを話すことすら辛く、深く傷ついておられ、誰にも知られたくない、思い出したくないという思いを強くもっておられる。そのため、被害者の意向を尊重し、慎重に扱う必要があると感じている。

カの事案については、そういった情報をうけても、必ずしもその情報をもとに指導をするのではなく、学校側が児童生徒の日々の生活状況を鑑みて判断していくので、警察の判断で提供された情報すべてを鵜呑みにして直接の指導につなげるわけではない。

- 大田会長→学校側でもそういった情報が必要と考えるならやむを得ないが、警察と連携しすぎるのもどうかと考える。
- 北澤総括指導主事→カの事案については、家庭での指導能力等も鑑みて警察は学校へ連絡してくると思われるので、学校、家庭等の支援も考え、子供全体をまるごと理解するという点では、情報はないより、あったほうがありがたい。
- 岩崎部長→どんな情報提供があったとしても、先生方が子供たちを色眼鏡でみることはない。多くの情報があった方が、成長を促すよう、その子にあった指導をしていけるというだけで、警察と密に連携を図りたいというわけではない。
- 重本委員→連携について警察側でガイドラインがあるのか。カの事案について保護者はどんな情報が提供されたか知ることができるのか。警察と学校との情報共有も大切だが、学校と保護者との連携も必要だと考える。
- 岩崎部長→提供に関しては、警察側の問題ではあるが、ガイドライン15ページ中ほどにもあるように、生徒本人及び保護者に対して、学校へ連絡する旨及び理由を説明したうえで情報提供される。警察においてもガイドラインに基づいて運用されるという認識をしている。警察の担当者と直に話をしたが、犯罪者として扱いたいのではなく、非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることが目的であり、子供たちに対する思いは教育現場と一にしていると確認している。
- 大田会長→では、同意は必要としないが、学校へどのような連絡がされるかということは警察で説明されるということか。

しかし、カの事案は包括的すぎる。具体的にどういった場合が想定されるのか。情報の範囲が広範になりすぎないようにし、かつ保護者への説明がしっかりとなされるのであれば安心だと思われる。
- 安枝委員→連絡については署長の判断に任せられるとガイドラインにあるので、署長にしっかりと判断してもらえる体制があったらよい。一般的に制度は、長く続くと段々と形式的に、惰性になる傾向があるように思うので、常に

適切に判断されるのかという懸念はある。

- 岩崎部長→それはあくまで警察側の問題であり、受け手の学校側は日々の子供の様子をみて、指導につなげたり、保護者と連携を図ったりするので、提供された情報をすべて指導につなげるわけではない。教育委員会からも学校側へ必要な指導をしていきたい。
- 重本委員→それはそうだが、保護者としては、いらぬ情報まで提供されることを懸念していると思う。ガイドラインを信頼せざるを得ないが、形式的に運用されないように、留意事項等の詳細説明を別途規定する必要がある。
- 岩崎部長→ガイドライン18ページに、「教育委員会と警察本部は、年度毎に、情報提供及び情報収集した事案について、その後の指導状況及び指導結果などについて検証を行う」とあるので、その際に、必要ないと思われる情報について、学校側、教育委員会側の意見を警察に伝えることはできると考えている。
- 大島委員→協定書案第4条の1第1号イ「身柄を同行して家庭裁判所に送致し、又は児童相談所等に通告したぐ犯少年に係る事案及び身柄を同行して児童相談所に送致し、又は通告した触法少年に事案」とあるが、「児童相談所等」の「等」とはどこをさすのか。また、改正前の協定書では、触法少年についても、「家庭裁判所に送致または児童相談所等に通告した」とあったが、今回の協定書案では、「家庭裁判所」と「等」が削除されているのはなぜか。
- 岩崎部長→確認の上、後日回答する。
- 大田会長→文言については後日確認ということで、他に意見等ないか。
- 大田会長→それでは、カの事案の運用については留意が必要と答申に明記することとして諮問を良とする。答申については、事務局で案を作成し、各々で検討をした上で、意見を集約し、最終的には会長に一任ということで異議がなければ、本日の審議を終了する。

3 閉 会